

令和4年度 スマートフォン・タブレット等の使用規定

令和4年4月7日
生徒指導部

生徒が校舎内でスマートフォン・タブレット等のインターネット端末を使用する際は、教員の指示や許可を得てから行うことを原則とする。

- ・校舎内で使用をする際は、必ず教員の指示や許可が必要となる。
(例) 授業での使用、Classiアンケートへの回答、緊急時の連絡など
- ・保護者への送迎等の連絡は原則として校舎外で行うこととするが、教員の許可を得ている場合はこの限りではない。
- ・辞書やカメラ等のアプリケーション機能は、教員の立ち合いや許可があれば校舎内で使用できる。
- ・校舎内では使用时以外必ず電源を切り、自己管理を原則とする。
- ・学校の電源を使用し、無断で充電等をする行為は指導対象になる場合がある。
- ・この規定に違反した場合は教員が端末を一時預かり、保護者に受け取りに来てもらう。
- ・校舎外でも周囲への配慮やマナーを意識した使用を心掛けること。